

No.1 ○豊明市議会臨時会会議録(第1号)

平成21年5月28日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	平 野 龍 司	議員
3番	山 田 英 明	議員	4番	近 藤 郁 子	議員
5番	中 村 定 志	議員	6番	三 浦 桂 司	議員
7番	石 橋 敏 明	議員	8番	平 野 敬 祐	議員
9番	安 井 明	議員	10番	杉 浦 光 男	議員
11番	一 色 美 智 子	議員	12番	松 山 廣 見	議員
13番	前 山 美 恵 子	議員	14番	榊 原 杏 子	議員
15番	山 盛 左 千 江	議員	16番	堀 田 勝 司	議員
17番	坂 下 勝 保	議員	18番	矢 野 清 實	議員
19番	月 岡 修 一	議員	21番	村 山 金 敏	議員
22番	伊 藤 清	議員			

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	深 谷 義 己 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
企画部長	宮 田 恒 治 君	総務部長	山 本 末 富 君
市民部長	平 野 隆 君	健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君
経済建設部長	三 治 金 行 君	会計管理者	佐 藤 政 光 君
消防長	山 崎 力 君	教育部長	竹 原 寿 美 雄 君
企画部次長	横 山 孝 三 君	総務部次長	加 藤 隆 之 君
兼企画政策課長		兼財政課長	
市民部次長	加 藤 慎 君	健康福祉部次長	畑 中 則 雄 君

兼環境課長

健康福祉部次長 神谷 巳代志 君
兼保険年金課長

総務課長 塚本 邦広 君

兼高齢者福祉課長

経済建設部次長 柴田 二三夫 君
兼都市計画課長

監査委員事務局長 高橋 芳行 君

5. 議事日程

(1) 会議録署名議員の指名

(2) 会期の決定

(3) 議案上程・提案説明・質疑

議案第 44 号 財産の買入れについて(高規格救急自動車)

議案第 45 号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

議案第 46 号 豊明市職員の給与に関する条例等の一部改正について

6. 本日の会議に付した案件

(1) 会議録署名議員の指名

(2) 会期の決定

(3) 議案上程・提案説明・質疑

議案第 44 号から議案第 46 号まで

(4) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第 44 号から議案第 46 号まで

午前10時開会

No.2 ○議長(坂下勝保議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 21 年第 2 回臨時会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございます。

ただいまの出席議員 21 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 21 年豊明市議会第 2 回臨時会を開会いたします。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.3 ○市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

平成 21 年第 2 回臨時会を開催していただき、本当にありがとうございます。

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会には、ご審議をいただきます案件といたしましては、人事院勧告に伴う取り扱いについての条例改正 2 案件と、その他 1 案件の合計 3 案件でございます。

ぜひ、慎重審議の上、すべての案件につきまして、ご承認・可決をいただきますようお願いを申し上げて、あいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

No.4 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

本臨時会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会で日程等をご協議いただいておりますので、その結果を委員長より報告願います。

山田英明議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(山田英明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

今期臨時会の運営について、去る 5 月 22 日に委員会を開催し協議をいたしましたが、その結果については、既に皆さんに文書にてご連絡がしてありますので、主な事項についてのみ報告をいたします。

初めに、会議の日程であります。今期臨時会の会期は本日 1 日間と決しました。

次に、付議案件の取り扱いであります。議案第 44 号から議案第 46 号の 3 議案は、上程・提案説明・質疑を行った後に、所管の総務文教常任委員会に付託することといたしました。

なお、この 3 議案を審査するため、本日の本会議の休憩中に総務文教常任委員会を開催することとし、本会議再開後に委員長報告・同質疑及び討論・採決を行うことといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第81条の規定により、2番 平野龍司議員と21番 村山金敏議員を指名いたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程3、議案上程・提案説明・質疑に入ります。

議案第44号から議案第46号までの3議案を一括議題といたします。

初めに、議案第44号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山崎消防長。

No.8 ○消防長(山崎 力君)

議案第44号についてご説明をいたします。

財産の買入れについて。

物品名、高規格救急自動車。納入場所は豊明市消防本部。1台でございます。

買入金額は2,656万5,000円でございます。

買入先は豊明市阿野町池下92番地2、愛知トヨタ自動車株式会社豊明営業所でございます。

契約の方法といたしましては、7社の指名競争入札でございます。

資料に入札参加者の一覧がございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

この案を提出するのは、高規格救急自動車を買入れるため必要があるからでございます。

この救急車は、老朽化に伴い買いかえるものでございます。

終わります。

No.9 ○議長(坂下勝保議員)

提案理由の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.10 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、議案第 44 号の質疑を終結いたします。

続いて、議案第 45 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

No.11 ○企画部長(宮田恒治君)

では、議案第 45 号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めるものといたします。

提案理由は、国家公務員の給与改定に伴い必要があるからであります。

国家公務員の改正に準じた内容で、平成 21 年 6 月に支給する期末手当を 0.15 カ月凍結するものです。

それでは、改正条文の中身を申し上げますので、次のページをお願いいたします。

附則において、21 年 6 月に支給する期末手当「100 分の 160」を「100 分の 145」とする附則を加えるものです。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

No.12 ○議長(坂下勝保議員)

提案理由の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.13 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、議案第 45 号の質疑を終結いたします。

続いて、議案第 46 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

No.14 ○企画部長(宮田恒治君)

議案第 46 号 豊明市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

この改正条例は、豊明市職員の給与に関する条例、豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例、豊明市教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部を一括して改正する条例を別添のとおり定めるものです。

提案理由は、人事院勧告に基づき、職員の給与改定を行うため、必要があるからであり

ます。

昨今の経済状況の悪化により民間企業の各一時金が、前年より大幅に減少することが見込まれることから、人事院が本年6月に支給する一般職の国家公務員の期末手当及び勤勉手当について、特例措置として0.2カ月分の凍結を臨時勧告をいたしました。

それに基づき、国が一般職の国家公務員の給与改定を行うことから、本市職員についても国に準じて改正を行うものです。

また、市長、副市長及び教育長についても、職員同様に改正するものとして、期末手当を削減するものです。

それでは、改正条文の中身を説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

いずれも、附則において改正を行っていきます。

第1条は、一般職の職員と再任用の職員において、21年6月に支給する期末手当と勤勉手当を削減するものです。

一般職は、期末手当を0.15カ月、勤勉手当を0.05カ月削減をいたします。

また、再任用職員については、期末手当、勤勉手当とも0.05カ月を減額するものです。

第2条は、特別職の職員において、21年6月に支給する期末手当を0.15カ月減額するものであります。

第3条は、教育長において第2条と同様に、21年6月に支給する期末手当を0.15カ月減額するものであります。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

No.15 ○議長(坂下勝保議員)

提案理由の説明は終わりました。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.16 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、議案第46号の質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第44号から議案第46号の3議案は、豊明市議会会議規則第37条第1項の規定により、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

ここで、総務文教常任委員会を開催するため、暫時休憩といたします。

午前10時13分休憩

午前11時21分再開

No.17 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

総務文教常任委員会に付託しておりました議案第44号から議案第46号までの3議案について、お手元に配付いたしましたとおり、委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について委員長より報告を願います。

石橋敏明総務文教常任委員長、登壇にて報告を願います。

No.18 ○総務文教常任委員長(石橋敏明議員)

議長よりご指名がありましたので、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査結果をご報告いたします。

先ほどの本会議休憩中に全委員出席のもと、市長以下各関係理事者の出席を求め、総務文教常任委員会を開催いたしました。

その結果、当委員会に付託されました議案第44号 財産の買入れについて、議案第45号 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第46号 豊明市職員の給与に関する条例等の一部改正についての3議案のうち、議案第44号及び議案第45号は全会一致により、議案第46号は賛成多数により、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過につきましては、事務局における会議の概要等の記録が間に合っておりませんので、ここでの発言は私の記憶による内容になりかねませんので、報告を差し控えさせていただきます。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

No.19 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.20 ○議長(坂下勝保議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し討論・採決に入ります。

初めに、議案第44号について討論・採決に入ります。

反対討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.21 ○議長(坂下勝保議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.22 ○15番(山盛左千江議員)

議案第 44 号 財産の買入れについて、高規格救急自動車の買入れについて賛成討論をいたします。

質疑の中で、大きく疑問に感じたことを簡単に申し述べながら討論といたしますけれども、まず指名のあり方について、この買入金額 3,000 万円を超えるものについての指名は、7者を指名しなければならないというルールのもとに、7つの自動車販売業者が選ばれたわけでありまして、4者が辞退となりました。

その辞退につきましては、医療器具を積載するに当たっては、販売するに当たっては、許可を要するのでありますけれども、その許可のない業者を指名いたしました。

その指名要件を十分満たさない業者の指名について、前回、平成 16 年にも同様の救急自動車の買入れのときに、似たようなことが起こりましたので、今回もまたその繰り返しということで、指摘をさせていただきました。

金額が大きければ、たくさんの業者で指名競争をさせなければいけないというルールのもとで、7者というふうに決められているのに、そもそも参加資格のないところを、許可のないところを指名したということについて、大変疑問というか問題を感じております。

さらに、この設計というか、予算の積算につきましても、載せかえが 300 万円あるということ、それから当初と違う車種のもので入札にかけたということ、その2つも質疑の中で見えてまいりました。

そもそもの予算計上は今、大変厳しい査定をしておりますけれども、その中でどうしてこんなようなことが起こってしまったのか。また、今回の設計金額を決めるに当たっては、最低3者の相見積もりというか、見積もりをとらせることが必要だったというふうに記憶しておりますけれども、それが守られず、トヨタ1者であったということも答弁にありました。

今回、買いかえの必要性は感じますけれども、この入札については、何かにつけて問題だというふうに思っております。

先の南部消防署の入札についても、1億 6,500 万円のところを分割発注することにより、設計金額がそれを大きく上回るというようなこともありました。

消防署におかれましては、今後、市のルールをきちっと守られて、公平な、また説明がきちっとつくような入札になさいますように強く要望をし、賛成討論といたします。

以上です。

No.23 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.24 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、議案第 44 号の討論を終結し採決を行います。
議案第 44 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.25 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 44 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 45 号について討論・採決に入ります。
反対討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.26 ○議長(坂下勝保議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.27 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、議案第 45 号の討論を終結し採決を行います。
議案第 45 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.28 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 45 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 46 号について討論・採決に入ります。
反対討論のある方は挙手を願います。
榊原杏子議員。

No.29 ○14番(榊原杏子議員)

議案第 46 号について討論をいたします。
去る5月1日、人事院は国家公務員の夏のボーナスを一部凍結する内容の異例の臨時
勧告を行いました。これに先立ち、毎年の調査とは異なる特別調査が実施をされました

が、通常1万1,000社を調査するところを2,700社しか行わず、その抽出方法も通常と異なり、調査の方法は実地ではなく郵送方式と、簡易な調査にとどまっています。

人事院みずからが、抽出された企業の業種によって、全体の調査結果が大きく左右されるおそれがある、全産業を代表するものとは言いにくいなどと示しているぐらい、業種や地域に偏りのある不完全なものであり、これに基づいて勧告を行ったことは、これまでのルールを踏みにじる余りにも乱暴なやり方でありました。

そうまでして、また夏には例年どおりに本勧告が行われるにもかかわらず、このタイミングで強引に臨時勧告を行った背景には、総選挙より前に公務員賃金引き下げの実績をつくってしまって、公務員たたきの世論の波に乗りたい。あるいは、民主党に踏み絵を踏ませて、批判の材料にしたいという与党側の政治的な思惑があり、人事院がそうした動きに迎合したとも言われています。

独立、中立の第三者機関であるはずの人事院が、政治の圧力に屈するなど、あってはならないことであり、公務員の労働基本権制約の代償機関としての役割を放棄し、みずからの存在理由を否定したと言われても仕方がありません。

さて、このように問題の多い今回の特別調査、臨時勧告に従って、暫定的措置、とりあえずという形で公務員給与の実質引き下げが強行されることは大変問題があるため、一般職員の6月ボーナス一部凍結を含むこの議案には賛成できません。

先ほどの委員会の質疑を通して、市当局においても、特別調査の結果は勧告の根拠としては不明確なものであることが認識されているようであり、また8月の本勧告の影響を見越せば、削減額に手をつけることすらできず、まさに二度手間にはほかならないことがわかりました。

県内では、すべての市町村が同様に凍結を実施する方針のようで、自治体として独自の判断をすることは、大変勇気が必要だとは思いますが、不可能ではありません。今後も含め、人勧だから、国がやるからと思考停止してしまうのではなく、内容としっかり向き合った上で決断をする習慣をつけていただきたいということを申し添えまして、反対討論といたします。

No.30 ○議長(坂下勝保議員)

賛成討論のある方は挙手を願います。

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.31 ○13番(前山美恵子議員)

議案第46号 豊明市職員の給与に関する条例等の一部改正について、反対の討論をいたします。

人事院が既に昨年決まっていた公務員の夏季一時金を0.2カ月分カットするように、臨

時勧告を出したことによって条例改正がされましたが、その勧告は内需拡大による景気回復には逆行し、労働基本権剥奪の代償機関としての人事院の役割を放棄し、政府与党の政治的動きに追随したものであり、その姿勢が厳しく問われるものであることを、ここに申し上げておきます。

もともと公務員の賃金は、前年冬と当年夏の民間の支給額を調べ、8月に人事院が勧告をする仕組みになっています。勧告は夏の一時金支給には間に合わないため、年末一時金に反映されており、時間差はあっても調整がされる仕組みになっています。

それを今回、人事院はこのルールを無視し、4月に臨時調査を実施し、しかも通常では1万1,000企業の対面調査をするのに、今回は2,700社を対象に郵送調査をただけという、かなりずさんな調査であります。それをもとにして削減を勧告しました。ルール無視も甚だしいと言わざるを得ません。

民間の一時金削減が相次いだので、公務員の各一時金も削減をとのことですが、100年に一度の経済危機と言われる今日、内需拡大による景気回復が求められており、そのために第2次補正予算を計上したと言いながら、その一方で、景気をますます冷やす一時金削減をあえて前倒しで行う道理はなく、この条例改正については賛成することができません。

No.32 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.33 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、議案第46号の討論を終結し採決を行います。

議案第46号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.34 ○議長(坂下勝保議員)

賛成多数であります。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で今期臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.35 ○市長(相羽英勝君)

21年第2回の臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会に提案をさせていただきましたすべての案件について慎重審議の上、可決・ご承認を賜りまして、まことにありがとうございました。心から厚く御礼を申し上げます。

さて、皆様もご承知のように政府は一昨日、5月の月例報告というものを出されました。景気の状態は、従来の急速な悪化から、厳しい状況にあるものの、ところどころで悪化のテンポは緩やかになっているとの見方を示されておりますが、このように景気の上向き方向で見直されるというようなことは、2006年の2月以来、3年3カ月ぶりというように思います。

輸出と生産、経済政策、対策等についての薄明かりというものは感じられるということが、背景にあるんじゃないかというふうに私は思っておりますけれども、しかしながら、雇用は急速に悪化しつつあり、さらに悪化をしていくという下方修正になっております。依然として景気の現状は大変厳しいものがあります。引き続き気を引き締めながら、市政遂行のかじ取りをしてまいりたいと、かように考えております。

議員各位のご理解、ご協力を引き続きお願いを申し上げて、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

No.36 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

これにて、平成21年豊明市議会第2回臨時会を閉会いたします。

午前11時37分閉会

